

社会福祉法人 尚恵学園 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 尚恵学園の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

3 報酬は、社会福祉法人尚恵学園と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 役員及び評議員等の旅費及び費用弁償については、社会福祉法人尚恵学園役員の旅費及び費用弁償規程（平成15年4月1日施行）によるものとする。

(報酬等)

第3条 理事長（理事長の職務を代理した職務執行理事を含む。以下「理事長」という。）及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員及び職務執行理事並びに理事が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせ理事会が開催されたときは、職務執行理事並びに理事の出席報酬は第1項の規定に基づくものとする。

3 施設の職員を兼務する理事に対しては支給しないことができる。

(支給の方法)

第4条 報酬等は、出席の都度、銀行振込み又は現金により支給する。

(公 表)

第5条 当法人の報酬等の総額については、理事、監事及び評議員の区分ごとに現況報告書に記載し公表する。

(改 正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、改正定款（平成28年度）に伴う新体制の役員及び評議員等に適用する

別表 1

役員等報酬

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	10,000円	日 額
評議員会出席報酬等	10,000円	同 上
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	〃